

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	鈴茂器工株式会社
【英訳名】	Suzumo Machinery Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 谷口 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員 谷口 徹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、前連結会計年度においては連結子会社3社を評価範囲としておりましたが、連結子会社1社(株式会社日本システムプロジェクト)は、当連結会計年度(2025年9月1日付)に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度末時点における評価対象子会社は2社となっております。

なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、グループの主な事業が米飯加工機械の製造・販売及びアルコール系洗浄剤、除菌剤等の衛生資材の製造・販売、並びに飲食店向けのPOSシステムやセルフオーダーシステム等の店舗システム関連の開発・販売であることから、事業活動の成果を最も示す指標として売上高を選定しております。全社的な内部統制の評価が有効である事を踏まえ、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達する範囲を対象とすることにより、連結財務報告に重要な影響を及ぼす事業拠点を網羅的に評価対象とするため、当該水準を重要な事業拠点の選定基準としております。選定した重要な事業拠点については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産を選定しております。これは、グループの事業内容から売上高が業績に直接的な影響を与え、売掛金が当該売上に起因して発生する主要債権であり、回収可能性に係るリスクを伴うこと、また棚卸資産については原材料、仕掛品及び製品が財務報告に与える影響が大きく、重要性が高いためであります。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含め、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には棚卸資産の評価、売掛金に係る貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性に関する業務プロセスを対象としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。